

首都圏営業拠点運営事業に係る企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

三重県には、魅力的な地域資源が多くありますが、首都圏をはじめ全国的な知名度は必ずしも高くない状況です。そこで、日本の情報発信の中心である首都圏において、誘客や販路拡大といった営業活動を総合的に進めるために、平成25年夏に「首都圏営業拠点(以下「営業拠点」という。)」を整備します。営業拠点では、「食」や「観光」、「歴史」、「伝統」、「文化」など様々な魅力の効果的な情報発信や、「三重ファン」の積極的な拡大をめざします。

そのため、営業拠点は、県や運営事業者のほか、市町等、共に営業拠点を魅力ある拠点にしていこうと参画する方々などが一体となって運営・利活用していくことをめざし、当企画提案コンペでは、その運営事業者として参画する事業者を選択・決定するために実施するものです。

2 営業拠点の運営に対する考え方等

人々が施設に興味を持つ1番のポイントは「自分ごと化」、つまり、今、自分にとって三重に行くべき場所だと思ってもらえるかが大切であると考えます。

その地域に行きたくなる「自分ごと化」するときの要素とは、「物語(地域の物語に触れる)」、「人(文化、芸能も人が創り出す)」、「食(その地域でその時期にしか食べられない)」、「自然(からだ求めるもの)」の4つがあると考えます。

今回の営業拠点では、この4つの要素をしっかりと組み合わせることで、より三重に行く必然性を感じてもらうことが大切であると考えます。

そこで、次の考え方を基に、運営することを想定しています。

東京に住む三重の人々が、周りの人々に三重の文化に触れてもらう“おもてなし”の場所

三重に行ってみたい人へ旅のきっかけ、準備を提供する場所

3 施設の概要

- (1) 建物名称：「千疋屋日本橋ビル(仮称)」(平成25年3月末竣工予定)
- (2) 所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目4番15号
- (3) 賃借部分及び面積：1階 約63坪、2階 約72坪 計 約135坪
別添の図面を参照

4 事業の内容

- (1) 事業名
首都圏営業拠点運営事業
- (2) 契約期間
原則として、契約の日から平成30年3月31日まで
ただし、県と協議の上、変更になる場合があります。
営業拠点のオープンは平成25年夏とします。

(3) 事業の内容

企画提案に記載した業務

「1 企画提案コンペの目的」及び「2 営業拠点の運営に対する考え方等」を具現化し、効果的に運営していくために、企画提案していただく業務をベースとしつつ、今後、県及び県が指定する者と協議しながら詰めていく業務を実施していただきます。

(4) 契約締結

運営事業者として決定を受けた者は、県との間で、営業拠点の運営条件付の物件使用貸借契約の締結を行う予定です。

5 事業実施の条件

(1) 経費の負担等

ア 県が負担する費用

(ア) 営業拠点にかかる不動産賃借料

(イ) 拠点設営に係る内装工事費、施設・設備等の整備費

内装工事費及びオープン時の内装工事と一体的に設置する必要のある備品、什器類（商品棚、商品ケース等）

イ 運営事業者が負担する費用（原則として、5（1）ア以外の費用）

(ア) 拠点設営に係る施設・設備等の整備費

オープン時の内装工事と一体的に、運営事業者が設置する必要のある備品等の整備に要する経費（設置する備品については、県との協議のうえ決定することにします）。

また、整備した施設・設備等（県が整備したものを含む）の維持管理、点検、修繕等に要する経費は、運営事業者が負担。

(イ) 拠点運営に必要な経費

- ・商品の仕入れ経費、運営に必要な人員の雇用経費、売上データや在庫管理ができるPOSレジなどの運営経費
- ・（原則、運営事業者が主体的に運営に利用に供する部分の）光熱水費、清掃費、廃棄物処理費、殺虫殺鼠費、設備点検費、防犯関係費などの拠点維持管理費用（詳細は提案内容により別途協議）
- ・消耗品費（物販：ビニール袋、包装紙など、飲食：鍋・包丁などの調理器具、テーブルウェア類、食器類など、共通：ユニフォーム、電球など）等

ウ 運営事業者が納付する県への納付金

営業拠点の売上は運営事業者の収入とします。運営事業者から県への納付金を納めるといふ提案も可とし、評価の対象とします。その事項については、企画提案書の「収支計画」の中でその考え方を提案してください。

(2) 事業実施の条件

運営にあたっての条件は以下のとおりです。なお、企画提案したい事項については、企画提案書の中で記載してください。

ア 営業日・営業時間

- ・営業日については、年中無休（ただし、12月31日～1月3日の年末年始およびビルの館内規則で休業日に定めた日を除く。）の営業を原則とします。この原則と異なる営業日の設定を予定する場合は、企画提案書の中で提案いただ

き、最優秀提案者となった者（運営事業者）と協議の上決定します。

- ・ 営業時間については、午前10時～午後8時を基本としますが、飲食物提供を行う場合は、午後11時までを想定しています。

イ 適正な人員配置

事業を適正に実施するため、次の人員を配置するとともに、県産品や三重の魅力に関する知識習得を図るための必要な教育訓練を、計画的に実施してください。

- ・ 運営マニュアルの作成、販売戦略の策定、県との調整などを行う業務総括責任者とそれを補佐する副責任者。なお、営業時間中は両責任者または一方が営業拠点内に勤務している必要があります。
- ・ 酒類販売責任者、食品衛生責任者及び防火管理者等業務に必要な資格を取得している者を配置し、オープンに支障がないようにしてください。
- ・ 運営事業者本社内に、常時連絡を取れる担当者を配置してください。
- ・ 物販・飲食提供を行う場合は、厨房業務、接客業務、運営管理業務等を適切に行うために必要な人員
- ・ 勤務時間、賃金等については、労働関係法令を遵守してください。
- ・ 店舗スタッフは、三重県出身または三重県にゆかりのある者を雇用するよう努めてください。

ウ 県との調整

(ア) 営業拠点の詳細な機能やレイアウト、運営方法等については、運営事業者決定後、早期から県及び県が指定する者と協議しながら詳細な検討を進めることとしており、こういった協議への参画と協議結果に対応いただくことを条件とします。

(イ) 事業実施計画及び事業報告

毎月の「事業実施計画書」及び「事業実施報告書」を県に提出してください。

(ウ) 営業拠点の運営等に関する連絡会議の開催

営業拠点の効果的・効率的な運営と、県と運営事業者及び県が指定する関係者間の調整並びに連携強化を図るため、連絡会議を開催します。

(エ) 物販・飲食提供を行う場合は、衛生管理・防災等の関係法令、監督官公庁の指導事項を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。また、ユニバーサルデザインを意識したスペース運営に留意してください。

(オ) 試食等のための食材の提供、食品の販売、酒類の販売等を行う場合は、必要な手続き、届出等は運営事業者が行うこととし、これらに係る費用は運営事業者が負担することとします。

(カ) 食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブル等が発生した場合、または顧客から苦情があった場合は、運営事業者が責任をもって処理するとともに、県に対してその内容を報告してください。

(キ) 個人情報保護法(平成15年法律第57号)及び三重県個人情報保護条例(平成14年3月三重県条例第1号)を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意してください。

(ク) 営業拠点運営にあたって、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めてください。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達(グリーン購入)に努めてください。

エ 営業拠点の維持管理等

(ア) 営業拠点の施設管理（開錠、施錠、備品管理等）については、運営事業者が行うこととします。

(イ) 営業拠点内の設備維持管理、修繕、交換及びメンテナンス等は、原則として運営事業者が行うこととします。

(ウ) 運営事業者は、不測の災害事故等に備え、自己の負担で必要な火災保険契約及び各種損害保険契約を締結してください。

(エ) 運営事業者が、故意または過失により営業拠点等を損傷し、または滅失したときは、運営事業者の負担により原状回復をしなければなりません。また、県に別に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければなりません。

また、営業拠点の運営にあたって、第三者に損害が生じた場合、運営事業者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が運営事業者の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではありません。

県は、運営事業者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、運営事業者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

オ 内装工事の区分等

(ア) 内装等工事の設計は、県と契約した業者が行います。なお、内装については、運営事業者の意見を反映させる機会を設ける予定です。

(イ) 県が整備した部分に係る大規模な修繕・交換工事の手法・時期等については、運営事業者と協議のうえ決定します。

(ウ) 運営事業者が独自に必要と判断した備品等については、営業拠点の基本方針及び店舗デザイン等との統一感に配慮しながら、県との協議を踏まえ、運営事業者が整備し、費用を負担してください。

カ 県等との協議及び事業への協力

(ア) 事業の実施にあたっては、提案いただいた事業内容を基本としますが、企画提案内容のすべてを必ずしも実現するわけではなく、県及び県が指定する関係者と協議しながら進めるものとします。

(イ) 営業拠点において、県等が実施する事業に協力するものとします。

6 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、「12 優秀提案者の選定」、「14 最優秀提案者の選定」の手順に従い、別に設置する「首都圏営業拠点運営事業企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最終的に運営事業者として決定を受けた者と営業拠点の運営条件付の物件使用貸借契約の締結を行うこととします。

7 参加資格に関する事項

企画提案コンペに参加する者は、次に掲げる条件を全て満たした者とします。

(1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

(3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中

でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 共同事業体で参加する場合、各構成員は上記(1)～(4)の参加資格をすべて満たしていること。
- (6) 連絡調整者を1名以上配置することができること。

8 参加説明会

本事業に関する参加説明会を下記のとおり開催します。(コンペ参加の必須要件ではありません。)

ア 開催日時 平成24年12月17日(月)～18日(火)

上記日程の中で、個別に日程調整させていただきます。

イ 会場 「三重県庁8階雇用経済部会議室」(三重県津市広明町13)

ウ 申込み方法 【様式4】により、電子メール又はFAXによることとします。

なお、電話にて着信の確認を行ってください。

FAX送付先 059-224-3024

三重県営業本部担当課 村林、玉田あて

(FAX送付後、確認のお電話をお願いします。)

TEL 059-224-2411

エ 申し込み期限 平成24年12月14日(金)正午必着

オ 現地説明 希望される場合は、12月19日(水)に現地説明を行いますので、必要な場合は、【様式4】にその旨表明してください。ただし、建物は建設中であるため、建物内には入れませんので、ご了承ください。

カ その他 会場の都合上、1社当たり3名以内でお願いします。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 平成25年1月21日(月)正午必着(期限厳守)

(2) 提出場所 三重県津市広明町13 三重県雇用経済部三重県営業本部担当課

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出資料

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書【様式1】

イ 会社概要【別紙1】

ウ 法人にあっては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し

エ 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

オ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状【別紙2】

カ 企画提案書【様式任意】 15部(正本1部、副本14部)

企画提案書のサイズはA4版(A3版による折り込み可)とします。

なお、企画提案書には、下記の事項について記載してください。

項目	提案内容等
1 拠点運営の基本的考え方と事業の提案	「1 企画提案コンペの目的」及び「2 営業拠点の運営に対する考え方等」を具現化し、効果的に運営していくための「営業拠点」運営に対する考え方と事業の提案 ・1F・2Fが連動した効果的な使い方、創意工夫
2 提案事業の具体的な内容と運営手法	・項目1で提案した事業の具体的な内容とその運営手法
3 運営体制とスタッフ教育	・責任者・副責任者の人選（経歴を明記） ・スタッフ配置計画、本社のバックアップ体制 ・スタッフ教育方針と研修方法
4 収支計画	・運営期間中の収支計画とその考え方 ・県への納付金の考え方 ・赤字対応への考え方
5 マーケティング	・来館者の属性の把握方法、運営への反映方法
6 ネットワーク	・提案事業を実施するために有する県内ネットワーク ・提案事業を実施するために有する首都圏ネットワーク ・運営、営業活動をサポートするために活用できる県内及び首都圏の人的ネットワーク
7 スケジュール	・契約期間中の詳細なスケジュール

キ 参考資料 15部（正本1部、副本14部）

その他、企画提案に関する有効な資料や、過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は、可能な限りその資料を添付してください。

ク 直近3年間の決算報告書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書）1部

ケ 共同事業体協定書兼委任状【様式2】 1部

単独での応募のほか、共同事業体での応募も可能としますので、共同事業体を結成して応募する場合は、「共同事業体協定書兼委任状」【様式2】を添付のうえ、代表者が応募してください。

単独で応募する場合は、提出の必要はありません。

10 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (3) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 審査基準

9記載の企画提案書項目に基づき、総合的な評価を行います。

12 優秀提案者の選定

- (1) 企画提案書の提出が多数あった場合は、選定委員会において適否評価を行い、上位10件程度の優秀提案者を選定することとします。
- (2) 企画提案書の提出件数が10件程度又はそれに満たない場合は、提出された各企画提案書を優秀提案者とみなします。
- (3) 上記の結果については、提案した全ての者に通知します。プレゼンテーションの対象者に対しては、併せてプレゼンテーション審査の時間についてお知らせします。

13 プレゼンテーションの実施

上記12で選定された優秀提案者の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 実施日時
企画提案書締切の日から数日～1週間後程度(詳細は後日提案者に連絡します。)
- (2) 実施場所
三重県津市内(詳細は後日提案者に連絡します。)

14 最優秀提案者の選定

- (1) プレゼンテーションの後、選定委員会で審査を行い、最優秀提案者を選定します。また、再度ヒアリングを行ったうえで、最優秀提案者は、複数選定する場合があります。
- (2) 選定結果については、各提案者に通知します。

15 最優秀提案者に提出を求める資料

最優秀提案者との契約締結時には、下記書類の提出を求めます。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したものの写し(無料))

16 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり文書【様式3】の提出により行ってください。

- (1) 受付期限は、平成25年1月15日(火)正午必着(期限厳守)とします。
- (2) 電話及び口頭による質問は受け付けないものとし、原則電子メール又はFAXによることとします。なお、電話にて必ず着信の確認を行ってください。
- (3) 質問は当該業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画・積算に関する内容等にはお答えできません。
- (4) 質問には、電子メールにより回答します。また、平成25年1月16日(水)までに本企画提案コンペ公告(本ホームページ)にて掲載します。

17 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部三重県営業本部担当課において示します。
- (2) 三重県会計規則に定める契約保証金は免除します。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部三重県営業本部担当課において行います。
- (5) 契約方法は、営業拠点の運営条件付の物件使用貸借契約の締結を行う予定です。

18 営業拠点のコンセプトや運営等に関する県及び関係者との協議

営業拠点のコンセプトや運営については、最優秀提案者と県及び関係者が協議のうえ詳細を検討していきます。企画提案内容を基本にしながら協議をしていきますが、提案内容のすべてが実現できるわけでありませんので、ご注意ください。

19 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

20 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

21 個人情報の取扱いについて

本業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて十分留意してください。

22 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、運営事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

23 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 運営事業者は契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、運営事業者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

24 その他ご留意いただきたい事項

- (1) 企画提案に要する費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 原則として他者への業務委託は認めません。ただし、一部の業務を委託する場合について、書面による三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された応募書類等については、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします。
- (6) この参加仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、決定することとします。
- (7) 運営事業者は、三重県と随意契約を締結するにあたり、三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書をただちに三重県に提出するものとします。

25 担当部局

三重県雇用経済部三重県営業本部担当課 首都圏営業拠点整備担当

担当者：村林、玉田

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL：059-224-2411 FAX：059-224-3024

E-mail：eigyo@pref.mie.jp